

<対策のポイント>

松くい虫やナラ枯れの被害が拡大している地域において、被害木を駆除し、被害拡大を防止します。

<事業目標>

保全すべき松林の被害率を全国的に1%未満の「微害」に抑制〔令和7年度まで〕

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 民有林における被害拡大防止緊急対策

- ① 松くい虫被害の増加している被害先端地域における特に公益性の高い松林を保全するための被害木の駆除を支援します。
- ② ナラ枯れ被害の侵入初期の水際対策として行う、被害先端地域での被害木の駆除を支援します。

2. 国有林直轄被害拡大防止緊急対策

- ① 松くい虫被害の増加している地域における重要な松林を保全するための被害木の駆除を実施します。
- ② ナラ枯れ被害の侵入初期の水際対策として行う、被害先端地域での被害木の駆除を実施します。

<事業の流れ>



※国有林においては直轄で実施

駆除

- ・ドローン等により被害木の探査を行った上で伐倒し、くん蒸・破碎等により、被害木に生息しているマツノマダラカミキリやカシノナガキクイムシの幼虫を駆除します



くん蒸処理



破碎処理

【お問い合わせ先】 (1の事業) 林野庁研究指導課 (03-3502-1063)
(2の事業) 業務課 (03-6744-2325)